

福井市物品等競争入札参加資格審査申請要領

令和5年度及び令和6年度において福井市が発注する物品の購入等（物品の購入、印刷又は修繕）、借入れ（リースを含む。）又は製造の請負の競争入札等（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）の参加資格の審査の申請をする者は、次により書類を提出してください。

1 申請要件

次の各号のいずれかに該当する者は、物品等競争入札参加資格審査申請書を提出できません。

なお、同申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格の認定後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】
- （2）福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】
- （3）福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び福井市長の政治倫理に関する条例施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者【①市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）②市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）③市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）④市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】
- （4）福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者【①議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等②議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等③議員がその経営方針に関与している企業等④議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】
- （5）納期限の到来している税を完納していない者

2 営業拠点による業者の区分

- ア 市内業者 登記事項証明書上の本店（個人の場合、営業の拠点をいう。）が福井市内にある者
- イ 準市内業者 福井市内に契約の締結等の権限を委任された支店等があり、法人にあつては、福井市に法人市民税の事業所開設届を提出している者。ただし、委任された営業所等と他の営業所等との重複登録及び委任された営業所の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は認めない。
- ウ 県内業者 登記事項証明書上の本店（個人の場合、営業の拠点をいう。）が福井県内にあり、かつ、本店及び契約の締結等の権限を委任された営業所等が福井市内にない者
- エ 県外業者 登記事項証明書上の本店（個人の場合、営業の拠点をいう。）が福井県外にあり、かつ、本店及び契約の締結等の権限を委任された営業所等が福井市内にない者

3 競争入札等参加資格の審査申請者が有すべき営業所の要件

2に規定する市内業者にあつては「登記事項証明書上の本店（営業の拠点）」が、準市内業者にあつては「契約の締結等の権限を委任された営業所等」が次に掲げる要件を全て満たす営業所等であることが必要です。

なお、資格の認定後に、要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消すことがあります。

- （1）事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- （2）営業所等の所在を明らかにした看板又はこれに類するものが当該営業所等又はその周辺に掲げられており、屋外において容易に視認できる場所に表示され、当該営業所等として識別できること。
- （3）兼用住宅である場合は、事務所と居住部分が明確に区分されていること。
- （4）単に社員その他の者の宿舍、住宅等ではなく、営業所等であることが容易に識別できること。
- （5）営業所等において営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、契約締結権者が選任で常勤していること。

4 競争入札等参加資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとします。

5 申請期間

令和4年9月26日（月）から令和4年12月16日（金）まで（必着）とします。ただし、福井市の休

日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日を除きます。

6 申請方法

次のいずれかによる申請とする。

- A 電子申請
- B 郵送又は持参

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申請及び郵送による提出にご協力ください。

※持参いただく場合は、窓口の混雑を避けるため、業種毎に窓口受付期間を指定させていただきま
すので、指定期間内の提出にご協力ください。

なお、その場合、提出書類の内容について質問する場合がありますので、説明対応のできる方が
ご持参ください。

A 電子申請の場合

＜申請先＞**福井県電子申請サービス「ふく e-ねっと」** (<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/>)

※申請の際に電子証明書が必要になります。詳しくは「ふく e-ねっと」内の「初めて利用す
る方へ」(https://shinsei.e-fukui.lg.jp/public_18/about.html) をご覧ください。

B 郵送又は持参の場合

＜提出先＞**〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 物品契約係**

※郵送される方は、受領書の送付、不足書類の請求等のため、返信用の封筒（送付先を記入
し、切手を貼付けたもの）を必ず同封してください。送料不足分がある場合、申請者負担と
なります。

7 提出書類

次のとおり添付書類を提出してください。

- A 電子申請 : 業者カードは必ずエクセル形式のまま提出してください。
業者カード以外の書類は、ファイル名に次の表の「番号」を明記して、ZIPファイルにまとめて添付してください。
- B 郵送又は持参 : A4サイズで各1部ずつ、次の表の順番にそろえて、クリアファイル（透明）にまと
めて入れて提出してください。
1冊のファイル等に差込んだり、綴じたりしないでください。

番号	提出書類	A 電子申請	B 郵送又は持参
0	受領書・チェックリスト		◎
1	物品等競争入札参加資格審査申請書(様式1号)		◎
2	業者カード(様式2-1号/2-2号)	◎	◎
3	営業実績書(様式3号)	◎	◎
4	使用印鑑届	◎	
5	資本的関係又は人的関係に関する申告書	○	○
6	＜法人＞登記事項証明書 ＜個人＞身分(身元)証明書	◎	◎
7	印鑑証明書		◎
8	決算書又は財務諸表	◎	◎
9	納税証明書(国税)	◎	◎
	納税証明書(福井市税)	○	○
10	営業所に関する確認調書		○
11	許可又は登録証明書等	△	△
12	代理店等証明書	△	△
13	債権者登録申出書	△	△
14	組合員名簿等	△	△
15	委任状(電子申請用)	△	
16	電子入札システム利用申込書(物品)		△

◎…必ず提出を要する書類 ○…所在地区分によって提出を要する書類

△…該当する場合にのみ提出を要する書類

8 各提出書類の留意事項

[0] 受領書・チェックリスト

- ・申請者名を記入し、提出書類について申請者確認欄にチェックして提出ください。
- ・審査後に受付印を押印して、受領書としてお返しします。
- ・電子申請の場合、提出は不要です。自己チェック用のリストとしてご使用ください。

[1] 物品等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(1) 申請者

必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者職氏名を記入し、**実印（〔7〕印鑑証明書と同じ印鑑。以下同じ）**を押印してください。

- ・**法人**の場合は、登記事項証明書のとおりに記入してください。
※営業の拠点の所在地が、登記事項証明書の住所と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの（例：電話料金・公共料金等の請求書等のコピー）を添付してください。
- ・**個人**の場合は、営業の拠点の所在地を記入してください。
※営業の拠点の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの（例：電話料金・公共料金等の請求書等のコピー）を添付してください。

(2) 委任欄

支店等へ委任する場合は、必ず委任先の所在地、名称及び受任者職氏名を記入し押印してください。
なお、委任期間は「4 競争入札等参加資格の有効期間」と同じとします。

(3) 使用印鑑届

入札、契約等における使用印鑑（委任される場合は受任者印）を押印してください。

- ・**法人**の場合は、次の①・②いずれかの印鑑を使用してください。
①**会社名**（委任される場合は**支店名**）及び**役職名**（**受任者役職名**）が表示されていること。
②**会社名**（委任される場合は**支店名**）及び**代表者氏名**（**受任者氏名**）が表示されていること。
※氏名は姓のみの表示でも可。
- ・**個人**の場合は、代表者氏名（姓のみ可）が表示されている印鑑を使用してください。

[2] 業者カード（電子申請用：様式第2-1号／郵送又は持参用：様式第2-2号）

「業者カード記載要領」及び「業者カード《記載例》」を参照の上、記入してください。
入札参加希望業種欄は、別紙「**営業種目一覧表【物品】**」から該当する業種を選択してください。
なお、希望業種以外での発注は行いませんので、記入にあたっては十分注意してください。

[3] 営業実績書（様式第3号）

希望業種での過去2年間程度の主な納入実績を記載してください。主に官公庁への納品等を記入し、官公庁との実績が無い場合は、官公庁以外の実績を記載してください。

[4] 使用印鑑届※電子申請のみ

- ・留意事項[1]の(3)を参照してください。

[5] 資金的関係又は人的関係に関する申告書（指定様式）

※市内・準市内業者の方は必ず提出してください。（県内・県外業者の方は提出不要です。）

資金的又は人的関係等系列会社の同一入札への参加を制限するため、次の関係について、指定様式により申告してください（「**記入上の注意事項**」をよく読んで、記入してください）。

申告書は、必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者職氏名を記入してください。

申告対象は、申告時点の福井市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。

名簿は、福井市役所ホームページ「入札の広場」→「物品／入札情報」→「入札参加資格者名簿」を参照してください。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

[6] 登記事項証明書（法人）・身分（身元）証明書（個人）

申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局の発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）

個人：本籍地の市町村長が発行する身分（身元）証明書

[7] 印鑑証明書

申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局の発行する印鑑証明書

個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書

[7] 決算書又は財務諸表

法人：直前1営業年度に係る貸借対照表、損益計算書を提出してください。（コピー可）

個人：最新の確定申告書又は青色申告決算書の写しを提出してください。（コピー可）

[8] 納税証明書

<国税>

申請書提出日以前3か月以内に、各税務署で発行されたもの（コピー可）を提出してください。

次のとおり各税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式の納税証明書を提出してください。

法人：「法人税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明「その3の3」又は「その3（法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの）」

個人：「所得税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明「その3の2」

<福井市税>

申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

※市内・準市内業者の方は、必ず提出してください。

県内・県外業者の方は、福井市税が課税されている場合のみ提出してください。

※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類（領収書、通帳のコピー等）を併せてお持ちください。

法人：直近2年分（令和4年度及び令和3年度分）の納税証明書（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）を提出してください。

なお、決算期の都合上、令和4年度分の証明書では法人市民税の納付状況が確認できない場合は、令和3年度及び令和2年度分を提出してください。

※事業年度の途中で福井市内に営業所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。

個人：直近2年分（令和4年度及び令和3年度分）の納税証明書（課税されている全税目が記載されているもの）を提出してください。なお、令和4年度分の証明書では納付状況が確認できない場合は、令和3年度及び令和2年度分を提出してください。

【納税証明書発行先】 福井市役所納税課（本館2階）、市民課（本館1階）

各連絡所及び各サービスセンター

[10] 営業所に関する確認調書（指定様式）

市内・準市内業者の方は必ず提出してください。（県内・県外業者の方は提出不要です。）

本店（社）（＝営業の拠点）で登録される場合にも、必ず提出してください。

上記「3 競争入札等参加資格の審査申請者が有すべき営業所の要件」に掲げる要件を全て満たす営業所を福井市内に有することについて、指定様式により申告してください（各項目にレ点を記入）。

必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者職氏名を記入してください。

[11] 許可又は登録証明書

営業（事業）を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可・認可等を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けたことを証明する書類の写しをA4判にて提出してください。

[12] 代理店・特約店等証明書

代理店・特約店等の契約をしている場合は、必ずその証明書の写しを提出してください。

[13] 債権者登録申出書（指定様式）

新規に資格審査申請を行う場合、又は福井市からの支払振込先として既に登録のある振込先金融機関等の登録（口座）内容に変更がある場合に提出してください（変更がない場合は提出不要）。

※支店等へ委任する場合は、委任先の住所、名称及び受任者職氏名を記入してください。

[14] 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

組合員名簿及び組合定款を提出してください。

[15] 委任状（電子申請用）

電子申請を行政書士が代行する（行政書士の電子証明書を使用して電子申請を行う）場合のみ、この委任状の写しを添付してください。

※福井市の競争入札参加資格申請手続きについて、行政書士へ委託していることが明確に分かる契約書等がある場合は、その写しの添付にて代えることができます。

[16] 電子入札システム利用申込書（物品）※郵送又は持参のみ（電子申請には添付不可）

電子入札システムの利用を希望する場合は提出してください。（これまでに提出された方は不要）

※電子入札システムの利用には、利用申込書の提出のほかに、ICカード及びカードリーダーを取り扱い業者から購入していただく必要があります。

※利用に係る注意事項等については福井市役所ホームページ「入札の広場」→「物品／入札情報」→「新着情報」及び「物品電子入札システム」からご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにも、電子入札システムの積極的な利用をお願いいたします。

9 申請事項に変更が生じた場合

申請後に、申請書の内容に変更が生じた場合は、入札参加資格申請書記載事項変更届にその事実を証明する書類を添えて直ちに提出してください。

変更届の「申請者」欄には、本店の所在地、商号（名称）及び代表者職氏名を記入し、実印を押印してください。

※必要書類は、福井市役所ホームページ「入札の広場」→「物品／入札情報」→「登録内容の変更」からご確認ください。変更手続きは、郵送又は持参によってのみ受け付けていますのでご注意ください。

10 資格者名簿の公表

次の事項について記載した資格者名簿を、福井市役所ホームページ等において公表します。

(1) 商号又は名称、所在地及び連絡先等 (2) 希望業種

11 問合せ先

＜申請内容に関すること＞

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 財政部 契約課 物品契約係

TEL : 0776-20-5277 FAX : 0776-20-5734 E-mail : keiyaku@city.fukui.lg.jp

ホームページ「入札の広場」アドレス : <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/>

＜ふく e-ねっとの操作方法等に関すること＞

ヘルプデスク TEL : 0120-470-570 9時～17時（土日祝日年末年始除く。）

(お知らせ①) 一般競争入札の試行について

本市では、平成26年6月から、一部の物品調達（借入れを含む。）において、条件付き一般競争入札の試行を実施しています。

対象となるのは、原則として予定価格1千万円（税込）以上の入札です。

入札公告につきましては、福井市役所ホームページ「入札の広場（⇒物品／入札情報）」及び入札情報サービスシステムでお知らせしますので、適宜ご確認ください（毎週月曜日の午後4時以降に掲載）。

また、一般競争入札案件の実施予定を、福井市役所ホームページ「入札の広場（⇒物品／入札情報⇒発注予定表）」に掲載していますので、そちらも一度ご確認ください。

(お知らせ②) 電子入札の促進について

本市では、現在すべての業種を対象として福井県電子入札システム（コアシステム）の共同運用による電子入札を行っています。

電子入札システムを利用して電子入札案件への参加を希望する場合は、電子入札システム利用申込書を「11 問合せ先」にご提出ください。様式は、福井市役所ホームページ「入札の広場」からダウンロードしてください。

電子入札は、入札の透明性が図られるとともに、入札参加者各位の利便性が向上することから、本市では電子入札の普及・促進に取り組んでいるところです。

つきましては、現在電子入札システムを利用されていない事業者におかれましては、電子入札導入の趣旨をご理解いただき、電子入札システムの利用を前向きにご検討いただきますようお願いいたします。